戦国期祇園会に関する基礎的考察

河内将芳

はじめに

戦国期京都における祇園会について最初に歴史学的な検討を加えられたのは、林屋辰三郎氏である。[1]「神事無之共、山ホコ渡シ度」という『祇園執行日記』[2]天文二年（一五三三）六月七日条にみえる一節を通して、この時期の山鉾巡行が神事（神輿渡御）に対する「町々の行事」、もしくは「町衆」の祭に変貌を遂げたものとして高く評価されるとともに、鮮烈なイメージを与えたことはあまりにも有名であろう。自然、この研究は、その後も強い影響力をもち、京都市編『京都の歴史　3　近世の胎動』（学芸書林、一九六八年）における村井康彦氏[3]の叙述をはじめとして、新たな史料を発見し紹介された川嶋將生氏[4]の研究や芸能史的観点から祇園会を考察された山路興造氏[5]の研究、さらには新書版で祇園会通史を書かれた脇田晴子氏[5]の近著に至るまで色濃く影を落とす結果となったのである。

ところが、一歩引いて考えてみるに、戦国期における祇園会とは、はたして林屋氏をはじめとした従来の研究によってそのすべてが解明されたといえるのであろうか。答えは否といわざるを得ないであろう。たとえば、先の『祇園執行日記』にみえる一節にしても、この文章が表出するに至る経緯についても十分な考察がなされてきたとはいい難いし、また、この天文二年を含めて明応九年（一五〇〇）の再興以降における逐年の祭礼の状況という、最も基礎的な事実すら判然とされていないというのが実状だからである。むしろ、戦国期祇園会というものはその鮮烈なイメージばかりが先行し、その実態については、ほとんど実証的に考察が加えられてこなかったというのが現状なのではないだろうか。

そこで、本稿では、このような戦国期祇園会をめぐるイメージと実態とを少しでも接近させるべく、従来の研究においてはほと

んど手がつけられてこなかった最も基礎的ないくつかの事実について検討を加えることを第一の目的とし、合わせてその作業の範囲のなかで指摘し得る先行研究の問題点について若干の考察を試みようと思う。

① 林屋辰三郎「郷村制成立期に於ける町衆文化」（『日本史研究』一四号、一九五一年、後に同『中世文化の基調』東京大学出版会、一九五三年）、同「祇園祭について」（民科京都支部歴史部会編『祇園祭』東京大学出版会、一九五三年）、同『町衆――京都における「市民」形成史――』（中公新書、一九六四年）。

② 『八坂神社記録』二（増補続史料大成）。

③ 村井康彦「神社信仰の変化」「祇園祭と風流踊」（京都市編『京都の歴史　3　近世の胎動』（学芸書林、一九六八年）。

④ 川嶋将生「天文期の町と祇園会」（『京都市史編さん通信』六二号、一九七四年）、同「町の変質と祇園山鉾の大型化」（同上、一六二号、一九八二年）、同「戦国期の祇園会とその運営」（『原田伴彦論集　第三巻　都市社会史研究』月報三、一九八五年）。以上は、後に同『中世京都文化の周縁』（思文閣出版、一九九二年）にて一編の論文として所収されている。また、林屋辰三郎・川嶋将生「祇園祭の歴史」（祇園祭編纂委員会・祇園祭山鉾連合会編『祇園祭』筑摩書房、一九七六年）も参照。

⑤ 山路興造「祇園御霊会の芸能――馬長童・久世舞車・鞨鼓稚児――」『藝能史研究』九四号、一九八六年）、同「祇園囃子の源流と変遷」（祇園祭山鉾連合会編『講座　祇園囃子』一九八八年）、同「室町幕府と祇園祭」（『国立歴史民俗博物館研究紀要』第七四集、一九九七年）。

⑥ 脇田晴子『中世京都と祇園祭――疫神と都市の生活――』（中公新書、一九九九年）。

一　前提としての室町期の概況

本章ではまず、次章以下で行う作業の理解に備えるべく、戦国期の前提となる室町期の概況について整理しておく。

中世後期、とりわけ南北朝・室町期以降の祇園会が、神輿渡御（神幸・還幸）と山鉾（建営・巡行）の二つの部分によって構成されていたことはよく知られている。このうち、神輿渡御に関わる費用は馬上役（馬上料足）によって賄われていたが、その馬上役は、瀬田勝哉氏①が明らかにされたように、応永初年以降に室町幕府によって案出された馬上一衆・合力神人制、つまり公方御倉も勤める有力な山徒の土倉が馬上一衆を形成し、これがその配下の酒屋・土倉である日吉神人から合力銭を徴収する形で集められていた。ところが、近年、この馬上一衆に伝来したものと考えられる『八瀬童子会文書②』が公表され、それを分析された下坂守氏③の研究によって、祇園会の馬上役に関わって登場する馬上一衆と祇園社の本社である日吉社の小五月会に関わるそれとが同一の存在であること、つまりは祇園会馬上役は、小五月会馬上役の一部を運用したものであったことが明らかにされたのである。これに

よって、室町期以降の祇園会と小五月会が不可分の存在であり、したがって小五月会をみずからの祭礼として認識しそこに莫大な得分を保持していた山門延暦寺大衆の動向とも無縁ではいられないということが見通されるようになった。

ところで、この馬上役が下行される神輿渡御には、多数の神人が関わっていたが、すでに豊田武氏③が検討を加えられたように、それらは、綿本座・綿新座・堀川神人・柑類座、そして摂津今宮神人に整理される。綿本座・綿新座・堀川神人・柑類座は祇園社神人であるが、その一方で同じく神輿渡御と接点をもちながら、これらと一線を画するのが、三基の神輿のひとつ、大宮の駕与丁役を勤めた摂津今宮神人の存在である。この今宮神人は、その名が示す通り、祇園社神人ではなく、摂津国今宮の神人であると同時に内蔵寮御厨子所供御人でもあったことが知られているが、それがなにゆえに祇園会と接点をもつようになったのか。実はこの点についても、従来の研究では必ずしも十分な説明がなされていない。史料では、「今宮駕与丁」の名は、『社家記録⑤』延文二年（一三五七）六月一四日条においてはじめて確認することができるが、ただその一方で大宮駕与丁である「蛤売」が「開発神人」と語る文安二年（一四四五）五月日付大宮駕与丁等申状案⑥が存在することからすると、むしろ、ある時点において、「開発神人」である「蛤売」の権益を今宮神人が取得したと考えた方が自然であろう。もっとも、それならば、大宮駕与丁になることにいかなる実益があったのか。この点については、若干時期は下がるが、永禄七年（一五六四）に起こった「禁裏供御人并日吉神人粟津座」との相論の際に出された室町幕府政所執事加判下知状案⑦において、今宮神人の商売が「至祇園会両日四日外、堅被停止之訖」とされたことが参考になる。なぜならば、これを裏返せば、そのまま今宮神人の特権を意味するわけで、したがって、今宮神人は、祇園会との接点をもつことによってある一定の商圏を時限的に独占していたことが知られるからである。

神輿渡御に関わる諸神人が以上のようであるとすれば、それでは山鉾に関しては、どのようなものであったのであろうか。周知のように、山鉾は、鎌倉末期からその存在がみられるようになるが、その存在が一気に花開くのは南北朝・室町期である。とりわけ、日吉神輿の造替が遅滞したために祇園神輿もまたしばらく渡御できなくなった応安三年（一三七〇）以降に、「京中鉾等⑧」「下辺鉾等⑨」「祇園会鉾等、下辺経営⑩」「下辺鉾并造物山⑪」「地下用意ホコ等⑫」というように表出する点が特徴的である。ここにみえる「下辺」が、後の下京とどのように重なるのかについては詳びらかではないが、この時期の山鉾の実態を示す史料としては、

一条兼良の筆になる『尺素往来』[13]の「祇園御霊会今年殊結構、山崎之定鉾（シツメ）、大舎人之鵲鉾（カサギ）、処々跳鉾（ヨトリ）、家々笠車、風流之造山、八撥、曲舞、在地之所役、定叶於神慮歟」という記事が有名である。ここにみえる山崎とは、油商人としても有名な八幡神人たる大山崎神人、大舎人とは後の大舎人座に繋がるもので、北野社の織部司本座神人[14]、ないしは春日神人[15]と考えられる。『尺素往来』では、これらと「処々跳鉾」以下を一括して「在地之所役」と記しているところからすると、下辺に居住していたか、もしくは今宮神人のように下辺を商圏としていた者たちであろう。なお、『尺素往来』では、右の記事のあとに「晩頃」に「白川鉾」が入洛し、さらには「六地蔵之党」も「企印地」て、ために「侍所之勢」が「河原辺」に打出る有様を記しており、この時期の祇園会が必ずしも下辺の祭礼といえなかったことも窺われる。

ところで、『八坂神社文書』には、馬上役の下行に関わる一連の史料群[16]が残されているが、それらを通覧してみると、獅子舞・神楽・田楽・王舞・片羽屋神子などとともに下居神人（綿本座）、堀川神人、大宮駕輿丁（今宮神人）、犀鉾神人（柑類座）に対しても料足が下行されていることが認められる一方で、山鉾に関わる神人などへの下行の記事は一切見出すことができない。つまりは、神輿渡御と山鉾とは、基本的に経済基盤を異にするという点において明確な一線を引くことができる存在であったのであるが、従来の研究においては、この点を明確にせずに議論されることが多く、そのため、山鉾を支える経済基盤についても近世の状況を遡及させて下京の町々が負担していたのであろうと考えられてきた。しかしながら、それを裏付けるような史料は現在確認されてはいないし、それは、『尺素往来』に「処々」「家々」とはみえても、「町々」とはみえないことからも知られるのである。それならば、この時期の山鉾の経済基盤とは、一体どこにあったのかといえば、それは、やはり、大山崎神人や大舎人など祇園社・日吉社に属さない、いわゆる他社神人や「処々」「家々」などといった、いわば画一化されない多様な集団に担われていたとする他はないものと考えられる。いずれにしても、この経済基盤の違いこそが、室町期以降の祇園会を構成する神輿渡御と山鉾の基本的な差異であり、この点を押さえていなければ、先にも触れたように神輿渡御が行われていないにもかかわらず山鉾の存在が確認できるというような状況を理解することはできないといえよう。

① 瀬田勝哉「中世祇園会の一考察――馬上役制をめぐって――」（『日本史研究』二〇〇号、一九七九年、後に同『洛中洛外の群像――失われた中世京都へ――』平凡社、一九九四年）。

② 『叢書　京都の史料4　八瀬童子会文書』（京都市歴史資料館、二〇〇〇年）。なお、「八瀬童子会文書」（京都市歴史資料館写真版）も参

照とした。

③ 下坂守「延暦寺大衆と日吉小五月会（その一）――馬上方一衆出現の契機――」「延暦寺大衆と日吉小五月会（その二）――室町幕府の対大衆政策――」（同『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年）。

④ 豊田武「祇園社をめぐる諸座の神人」（『経済史研究』第一八巻六号、一九三七年、後に『豊田武著作集第一巻　座の研究』吉川弘文館、一九八二年）。

⑤ 『八坂神社記録』一。

⑥ 文安二年五月日付大宮駕輿丁等申状案（『八坂神社文書』一一七九号）。

⑦ 永禄七年一二月二七日付室町幕府政所執事加判下知状案（京都大学総合博物館蔵「古文書集」）。

⑧ 『後愚昧記』（大日本古記録）応安三年六月一四日条。

⑨ 同右応安七年六月七日条。

⑩ 同右応安七年六月一四日条。

⑪ 同右永和二年六月七日条。

⑫ 『満済准后日記』（『続群書類従』補遺一）応永二二年六月七日条。

⑬ 『群書類従』第九輯。なお、これより先、貞治六年（一三六七）成立とされる『新札往来』（『続群書類従』第一三輯下）には、「祇薗御霊会、今年山済々所々定銙、大舎人鵲銙、在地々神役、尤協神慮候哉」とみえる。

⑭ 豊田氏前掲論文。

⑮ 「吉田家日次記」（京都大学文学部閲覧室架蔵）永徳三年六月一九日条ほか。

⑯ 『八坂神社文書』上、第三祭儀、一六　馬上料足、三三四～七〇一号。

二　明応九年の再興

一般に応仁・文明の乱によって京都は焦土と化したといわれているが、たとえば、実際に下辺がどのような状態となったのかについては実は史料的におさえることはできない。したがって、下坂守氏①が指摘されるように、下辺は焦土となってはいない可能性も高いと考えられるが、ただ、応仁元年（一四六七）の祇園会が「不及沙汰②」となったことだけは確実である。また、同年には、祇園社が「炎上③」、ために文明二年（一四七〇）には「神躰五条辺ニ奉入④」ありさまとなっていた。それでは、祇園会を支える諸神人は、この乱によってどのような動向をみせていたのか。この点は、祇園会馬上役の本体というべき小五月会馬上役に関わって残される、「就今度世上忩劇、彼神人等令散在所々間、依之小五月会于今令延引畢⑤」などという文言からおおよそ判断ができよう。戦乱を避けるために所々へ散在するということ自体は、ある意味で当然の行動と考えられるが、注意すべきは、散在した神人、とりわけ日吉神人たちが、「寄事於一乱（乱）、相交他社⑥」、より具体的にいえば、「此（乱）らん中に八わた（八幡）・かすかの（春日）神人と申⑦」して馬上役を忌避するという行動に出ていることであろう。しかも、「かれら

かくハんたい（緩怠）を御きよう（許容）あらハ、こさ月え（小五月会）・きおんのえ（祇園会）かなら すたいてん（退転）⑧」という文言が物語るように、馬上合力神人たる日吉神人の減少は、そのまま小五月会・祇園会の退転に直結する問題でもあった。おそらくは、このような状況が影響してであろう、祇園会は三〇年以上も退転することになってしまったのである。

祇園会再興のきざしが現れるのは、政変によって細川政元が幕府を主導するようになった明応期に入ってからである。明応五年（一四九六）、幕府が奉行人連署奉書によって神輿の造立を「左方大政所神主宮千代」に「祭礼再興」を命じていることが知られるからである。⑨しかし、どうやらこの年には、実現できなかったようで、また翌明応六年（一四九七）には、造立の進まない神輿を「以榊准神輿」という先例を持ち出してまで祇園執行に督促したものの、⑩実現には至らなかった模様である。結局のところ、再興実現には、明応九年（一五〇〇）まで待たなければならないのだが、ただし、この時も一筋縄ではゆかなかったことが、『八坂神社文書』などから読み取ることができる。従来の研究では、この点についても触れられることがほとんどなかったので、以下、やや詳しくみてゆくことにしたい。

祇園会再興の風聞をいち早く耳にして動き出したのは、実は山門根本中堂閉籠衆であった。彼らは五月二六日付で祇園執行に対して、「小五月会以下神事、抑留之上者、祇園会之事、可有抑留者也」という内容の折紙⑪を出しているが、これをうけてであろう、二八日付で幕府側も奉行人の飯尾清房が、「日吉神事就無執行、当会延引之儀、為先規之段、注進趣被入聞食」旨の書状⑫を祇園執行に出している。ところが、六月一日になると、幕府は前言を翻して「縦日吉祭礼等、雖有遅怠、於当社之儀者、厳密加下知、可被専神事」旨の奉行人連署奉書⑬を出すに至るのである。これに対しては、神人・宮仕等「諸役者」の方が山門大衆の威を恐れて「下行物足付」にかこつけて様々に訴訟を行ったが、幕府側としては、六月六日付の奉行人連署奉書で「就祇園会下行物足付事、為馬上功程銭之内云々、被聞食訖、縦雖為神事以後、堅被仰付酒屋土倉、可被致其沙汰之上者、於明日七日神事者、各随其役遂無為節者、尤可為神妙」⑭、つまり七日の神幸の下行物については、神事以後に酒屋・土倉に仰付ること、また一四日の還幸の下行物については、「大舎人方」に「其足」を付させる⑮というような形で押し切ることとなるのである。神事以後に合力銭を集めることや本来、馬上役とは無縁の他社神人にして鵲鉾を調える大舎人からの役銭（神役）徴収の意向など、みずからが案出した馬上役・合力神人制を度外視してまで祇園会再興を実現しようとする幕府の姿勢をここからは窺えよう。

しかしながら、根本中堂閉籠衆の折紙にみられるような山門大衆の意向を無視してまで強行に及んだ祇園会再興が、乱以前からの幕府と山門大衆との関係にひびを入れることになったことは容易に想像される。実際、内大臣九条尚経の日記『後慈眼院殿御記』[16]にみえるように、「無日吉祭礼、然而有祇苑御霊、仍日吉之御忿怒之故」としてこの六月の末に、猿が「五六疋」ないしは「五六十疋」「中京辺」に現れ、家々に狼藉、七月に入ると「京中乱満」に至ったと伝えているからである。[17]さいわいにも山門大衆による発向など直接的な行動はみられなかったものの、これを境として山門大衆は、後にもみるように、ことあるごとに祇園会執行の障害として立ち現れ続けることとなるのである。

それでは、再興なった祇園会とはどのような状況であったのであろうか。残念ながら神輿渡御については、その様子がいまひとつつかみにくいが、山鉾に関しては、たとえば、関白近衛政家の日記『後法興院記』[18]六月七日条に「山廿五、鉾一」、一四日条に「山十外無鉾」とみえ、[19]また、『後慈眼院殿御記』六月七日条では、「不及前年之風流十分之一」であったとみえる。そして、これらの状況をより具体的に伝えるのが、今回の再興に尽力した侍所開闔、松田頼亮が記したと考えられる「祇園会山鉾事」[20]という記録の「祇園会山鉾次第以闔定之」という部分である。これによって、再興された山鉾の員数・名称などその具体相を読み取ることができるが、同時に、この「祇園会山ほくの次第」には、応仁・文明の乱以前の山鉾の名称なども「祇園会山鉾事」には、応仁・文明の乱以前の山鉾の名称なども「祇園会山ほくの次第」として記されており、中世における山鉾の実態を知るための基本的な史料とされている。祇園祭に関わる様々な文献にしばしば見られる山鉾の配置図などもまた、この史料に依拠して作成されているが、ただ注意しなければならないのは、「右山鉾自御再興之時至永正四年、不易申沙汰也」という頼亮による奥書があるように、その成立が少なくとも永正四年（一五〇九）以降であるという点である。しかも、「先規之次第、依為古老之者相尋小舎人新右衛門男畢」ともみえるように記憶に頼った内容も含まれている。また、従来の研究のすべてがその底本を『八坂神社記録』所収の活字本においている点も問題である。というのも、文化庁文化財保護部美術工芸課が平成元年（一九八九）に「八坂神社文書」（八坂神社所蔵）を調査した[21]際に撮影された写真帳（京都府立総合資料館架蔵）と活字本を突き合わせてみると、「祇園会山ほくの次第」の部分にいくつかの誤植や脱漏などの異同がみられるからである。【表一】は、その写真帳の「祇園会山ほくの次第」の部分を一覧表にしたものであるが、「地さうほく」「菊水ほく」「大とのゑ」などの読み間違いのほか、「一、あしかり山　同烏丸と室町間」

表一　祇園会山ほくの次第

七日		十四日	
応仁乱前分		応仁乱前分	
長刀ほく	四条東洞院	すて物ほく	二条町と押少路間
かんこくほく	四条烏丸と室町間	たいしほく	押少路と三条坊門間
かつら男ほく	四条室町と町間	弓矢ほく	姉少路と三条間
かんたかうふきぬ山	四条東洞院と高倉間	甲ほく	所々のくら役
こきやこはやし物	四条油**小**路と西洞院間	八幡山	三条町と六角間
あしかり山	四条いのくま	ふたらく山	錦少路町と四条坊門間
まうそ山	錦少路万里**小**路と高倉間	しんくくわうく舟	四条と綾少路間
いたてん山	同東洞院と高倉間	やうゆう山	三条烏丸と室町間
弁慶衣川山	錦烏丸と東洞院間	すゝか山	同烏丸と姉少路間
あしかり山	**同烏丸と室町間**	鷹つかひ山	三条室町と西洞院間
天神山	同町と室町間	山	三条西洞院と油少路間
こかうのたい松山	同西洞院と町間	ふすま僧山	鷹つかさ猪熊**近**衛と間
すミよし山	綾少路油少路と西洞院間	なすの与一山	五条坊門猪熊**与**高辻間
地さうほく	同町と西洞院間	うし若弁慶山	四条坊門烏丸と室町間
こはんもち山	五条高倉と高辻間	しやうめう坊山	同町と室町間
花ぬす人山	同東洞院と高倉間	泉の小二郎山	二条室町と押少路間
うかひ舟山	四条高倉と綾**少**路間	ゑんの行者山	姉少路室町と三条間
ひむろ山	綾少路万里少路と高辻間	れうもんの瀧山	三条町と六角間
あしかり山	錦少路東洞院	あさいなもん山	綾少路いのくま
はねつるへ山	四条東洞院と綾**少**路間	柳の六しやく山	四条高倉と綾
まうそ山	錦少路烏丸と四条間	西行山	
花見の中将山	綾少路と四条間	しねんこし山	
山ふしほく	四条坊門むろ町	てんこ山	
菊水ほく	錦少路と四条間	柴かり山	
庭とりほく	綾**少**路室町と四条間	小原木の山	
はうかほく	錦少路町と四条間	かさほく	**大とのゑ**
しんくくわうくうの舟	四条と綾少路間	**さきほく**	**北はたけ**
岩戸山	五条坊門町と高辻間	くけつのかい山	高辻いのくま
おかひき山	**五条町と高辻間**		
かまきり山	四条西洞院と錦少路間		
たるまほく	錦少路油少路		
太子ほく	五条坊門油少路と高辻間		

（注）ゴシック部分が活字本との異同。

「一、さきほく　北はたけ」のふたつの山鉾も活字本では落されており、とりわけ、「一、さきほく　北はたけ」については、山路興造氏[22]が『尺素往来』にみえる「大舎人之鵲鉾」を大舎人の鉾と北畠散所の鵲鉾（鷺舞）が対となったものであると指摘されたことと照応する点でも重要と考えられるのである。また、同写真帳の松田頼亮の奥書の奥には、「祖父如此注置之条、相写之、加判形者也」として「永禄三年九月十八日　頼隆（松田）（花押）」と記されており、現存史料本体の成立時期がかなり下がる可能性も指摘することができるのである。

① 下坂守「古都炎上――応仁の大乱――」（佐藤和彦・下坂守編『図説京都ルネサンス』河出書新社、一九九四年）。
② 『後法興院記』（増補続史料大成）応仁元年六月七日条。
③ 応仁元年一二月二日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社文書』早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、吉川弘文館、一九七八年）。
④ 『大乗院寺社雑事記』文明二年六月二六日条。
⑤ 応仁二年六月付山門西塔院政所下知状案（『八瀬童子会文書』二六一号）。
⑥ 文明一〇年一一月一六日付室町幕府奉行人連署奉書案（『八坂神社文書』二二三九号、京都府立総合資料館写真帳「生源寺文書」）。
⑦ 文明一〇年六月馬上一衆申状案（『八瀬童子会文書』二八七号）。
⑧ 同右。
⑨ 明応五年閏二月一三日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社記』第一六）。
⑩ 明応六年五月一六日付室町幕府奉行人連署奉書案（同右）。
⑪ （明応九年）五月二六日付山門根本中堂閉籠衆折紙案（『八坂神社文書』三一五号）。
⑫ （明応九年）五月二八日付飯尾清房書状（同右二八三号）。
⑬ 明応九年六月一日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社記』第一六）。
⑭ 明応九年六月六日付室町幕府奉行人連署奉書案（同右）。
⑮ （明応九年）六月一四日付室町幕府奉行人連署奉書案（『八坂神社文書』二九二号）。
⑯ 『図書寮叢刊　九条家歴世記録二』。
⑰ 『後慈眼院殿御記』明応九年六月二七日条、七月二日条ほか。
⑱ 増補続史料大成。
⑲ 『後法興院記』明応九年六月七日・一四日条。
⑳ 『祇園社記』第一五（『八坂神社記録』三）。
㉑ その成果は、文化庁文化財保護部美術工芸課編『八坂神社文書目録』（一九九〇年）としてまとめられている。
㉒ 山路氏前掲論文。

三　戦国期の実態

明応九年にひとまず再興に漕ぎ着けた祇園会であるが、それでは、それ以降、たとえば、天文二年に至るまでの実態とは具体的にどのようなものであったのであろうか。従来の研究は、この点についてもほとんど手をつけていないので、前章と同様に検討を

加えてゆくこととしたい。

さて、再興なった祇園会に対して小五月会の方はといえば、たとえば、『八瀬童子会文書』に収められる永正六年（一五〇九）閏八月付左方諸色掌中申状案①に「依去応仁一乱、酒屋以下断絶之間、四十年以来左方小五月会退転也」とみえるように退転を続けていたことが了解できる。したがって、馬上一衆・合力神人制も、また馬上役そのものも同様に退転していたが当然予想される。実際、明応九年の翌年、文亀元年（一五〇一）には、「就明日七祇園会公程銭事、近年馬上役不及其沙汰之条、於再興間者、相懸当社敷地上、可被遂其節、次来十四山鉾内少々略之、以彼要脚為其足付、可被致下行」②、つまりは馬上役退転にあたり、神幸の費用は「当社敷地」に懸け、還幸の費用は山鉾を略してその費用に充てるという新たな方法を幕府が講じていることが知られるのである。前半部の「当社敷地」とは、祇園社境内といったような所領下地などではもちろんなく、馬上一衆・合力神人制成立以前における馬上役差定の論理として瀬田勝哉氏③が指摘された「祭礼敷地」、つまり祭礼に関わって形成される宗教的な空間をあらわす文言であるが、瀬田氏によれば、馬上役は、本来、「祭礼敷地」に居住する住人、とりわけ日吉神人にあらざる者こそ差定の対象であったのが、馬上一衆・合力神人制の成立によって事態はむしろ逆転する結果になったとされている。したがって、このような文言の復活という事実は、祇園会においては馬上一衆・合力神人制が事実上、棚上げされるとともに、むしろそれを口実に以前の論理に遡及することで日吉神人以外に対しても広く役銭を求める方法を幕府が「於再興間者」、つまり暫時的に採用していたことを意味するものといえよう。

また、後半部の山鉾を略しその費用を充当するというのも先に触れた大舎人からの役銭徴収などと同傾向を示すものといえるが、ただ、この時、幕府が「先規非無其例之上者」とも述べていることには注意しなければならない。というのも、これより先、文安四年（一四四七）に「御輿御修理要脚」のために「三条観音ノ山・同フリウヲ三ヨセラル④」という事実が知られているからである。馬上役が下行されず、いわば自立的に存在していた山鉾は、それゆえに逆に神輿費用の補填に使われる場合もあったことがこれらから読み取れるが、このような傾向は、「於再興間者」という言葉をよそにさらに拡大してゆくこととなる。

祇園会事、依日吉祭礼令遅々、既及月迫之条、山鉾等難調之旨、歎申之間、以彼失墜料被付当社畢、不可為向後例之上者、令存知之、可致其沙汰之由、所被仰出之状如件、

永正八

十二月廿四日　　貞運（飯尾）（花押）
　　長俊（諏訪）（花押）

祇園会
敷地々下人中⑤

右の幕府奉行人連署奉書からは、永正八年（一五一一）に日吉祭礼が遅延、ついにはその年の年末まで混乱が持ち越されるという異常事態が読み取れるが、その際、幕府は「既及月迫之条、山鉾等難調之旨、歎申」したことに対して、その「失墜料」を「還幸」費用の不足分として「祇園会敷地々下人中」に充当させようとしたことが知られるのである。⑥この「祇園会敷地」が先の「当社敷地」と通底することは明らかで、したがって「祭礼敷地」の論理が山鉾に対しても拡大している様子が読み取れるが、その背景としては、年未詳ながら、六月一四日の日付をもつ松田頼亮書状案⑦に「今度被寄公定銭候山事、町人要脚員数之儀懇望申上、今朝可申候、可然之様被成御意得」、つまりはある時点で「公定銭」＝馬上役の一部を山の建営に町人が懇望するという、先とは逆の事実があったことが影響したものと考えられる。このようにしてみると、再興後の祇園会は、いわば経済基盤の面において神輿渡御と山鉾の間で相乗り状態となっていたということが知られるが、ただし、先にも触れたように、また永正四年（一五〇七）六月六日付奉行人連署奉書案⑧に「就祇園会之儀、馬上銭事、近年退転」とみえるように馬上役の方は退転を続けており、したがって、その重心はおのずと山鉾の方に移っていたものと考えられる。そして、それを裏付けるように幕府自身も、（年未詳）六月一四日付松田頼亮書状案⑨にみえるように「万一神幸無御座候共、山鉾ハ可渡之分候」との認識を示すに至るのである。

それでは、このように再興後の祇園会全体の経済基盤としても重要な位置を占めるようになった山鉾を幕府はどのように把握していたのであろうか。そこで、注目されるのが、「万一神幸無御座候共、山鉾ハ可渡之分候」のあとに続く「不然者、諸町いたつらに過分之失墜不可有曲候」という文章である。山鉾を渡さないのであれば過分の失墜料は避けられない、という内容が先にみた永正八年の場合と通底するものであることはいうまでもないが、その山鉾を支える主体が「諸町」であったということは、すなわち幕府が山鉾と「諸町」を関連づけて把握していたことを示すものといえよう。よく知られているように、従来の研究では、この「諸町」を近世の社会集団・共同体としての個別町（両側町）と同様にとらえ、応仁・文明の乱後の山鉾を「町々の行事」、「町衆」の祭と評価してきた。確かに、先の「祇園会山鉾事」からも読み取れるように、「一、甲ほく　所々のくら役」、「一、かさほ

く　大とのゑ」、「一、さきほく　北はたけ」など諸神人等によって調えられる鉾が乱後に姿を消したことは大きな変化であるが、しかし、「諸町」を個別町とただちに断定するにはなお慎重さが必要と考える。

たとえば、一九八〇年代以降に進展をみせた都市史研究のうち、町の研究はもっとも飛躍をみせた分野であるが、とくに京都に関しては、仁木宏氏による一連の研究[10]によってその実態解明が大きく進められ、近世の町に続く個別町の確立時期が天文期初頭（一五三〇年代前半）であることが明らかにされている。実際、「祇園会山鉾事」の奥書の直前に明応九年六月一四日分として記された一〇基の山のなかには、「一、八幡山　三条町六角間、同六角東一町」「一、観音ノ山　上六角町、下錦小路二町分」「一、すゝか山　三条烏丸押小路間二町」[11]などのように町という文言を認めることができる一方で、その町が街路に区切られた「間」を呼称したものであること、また「二町分」「三町」という表記が一般に個別町とは違和感を覚える記載であること、さらには八幡山の表記をそのまま受け取るとそこは竪少路と横少路からなる鍵型の街区となることなどの指摘もできるのである。街路に区切られた「間」を町と呼ぶことといい、鍵型の街区といい、これらはむしろ、文安元年（一四四四）[11]、康正二年（一四五六）[12]における棟別銭や、寛正六年（一四六五）[13]における地口銭徴収に際してみられた条坊制の町[14]と近い表現とみた方が自然であるが、その棟別銭・地口銭の場合の町が賦課の単位であったように、この時期の祇園会に関わってみえる町もまた同傾向を示す場合があったことは、たとえば、永正四年（一五〇七）六月、少将井神輿が「於三条室町与烏丸間」に渡った際に起こった喧嘩で矢を射付けられたことに対して「任先例、為彼町可造替神輿」き旨を幕府が命じていることなどからも知られるのである。[15]もっとも、その一方で、先にみた永正八年付奉行人奉書の宛所に「祇園会敷地々下人中」とみえるように、明応九年の再興から一〇年余りの時間のなかで「諸町」が山鉾を調える「処々」「家々」の地縁的結合の拠点となっていったであろうということをこれらの事実は妨げるものではけっしてない。町人という文言もまたそのようななかで定着が進んだのであろうし、それは同時に、応仁・文明の乱を境に、馬上役を忌避すべく散在し、また他社神人となっていった日吉神人に代表されるような動向をとる住人にとっても、従前の関係や属性とは異質の論理で結集できるという点において魅力ある選択であったと考えられるのである。

いずれにしても、この時期の史料に現れる山鉾と町・町人との関係というものは、これまでのように「町衆」の成長などと単純

表二　戦国期の祇園会

	年月日	備考記事	典拠
●	応仁元年六月七日	沙汰に及ばず	後法興院記
	明応九年六月七・一四日	再興	後法興院記・大乗院寺社雑事記・大乗院日記目録・後慈眼院殿御記・忠富王記・厳助往年記
	文亀元年六月七・一四日	細川政元見物	後法興院記・大乗院寺社雑事記・実隆公記・和長記・忠富王記・言国卿記
	文亀二年六月七・一四日	細川政元見物なし	後法興院記・実隆公記・言国卿記・拾芥記
	文亀三年六月七・一四日		後法興院記・実隆公記
	永正元年六月七・一四日		二水記・大乗院寺社雑事記・後法興院記・忠富王記・宣胤卿記
	永正二年六月七・一四日		二水記・大乗院寺社雑事記・実隆公記・忠富王記・拾芥記
●	永正三年六月七・一四日	延引、山王祭なし、山ホク祭礼などあり、細川父子見物	実隆公記・大乗院寺社雑事記・後法成寺関白記・拾芥記
	永正四年六月七・一四日		実隆公記・後法成寺関白記・宣胤卿記
●	永正五年九月二一日	延引、追行	後法成寺関白記・実隆公記
	永正六年六月七日		実隆公記
	永正七年六月七・一四日		実隆公記
●	永正八年六月七日	延引、日吉祭なきにより	実隆公記・後法成寺関白記
●	永正九年五月二三日	追行（永正八年分）	実隆公記・後法成寺関白記
	永正一〇年六月七日		実隆公記・拾芥記
	永正一二年六月七日		後法成寺関白記
●	七月二二・二九日	上意として祇園会両度これあり	守光公記
●	永正一三年一〇月一四日	延引、追行	暦仁以来年代記
●	永正一四年六月七・一四日	延引、山王祭なきにより	後法成寺関白記
●	八月七・一四日	追行	拾芥記・宣胤卿記
	永正一五年六月七日		宣胤卿記・後法成寺関白記
●	永正一六年六月七・一四日	延引、日吉祭なきにより	宣胤卿記・二水記

	永正一七年六月七・一四日		二水記・後法成寺関白記・壁亭記
●	大永二年六月七・一四・二七日	二七日は足利義晴見物のため	二水記・経尋記
●	大永三年一二月一四・二一日	延引、追行、山王祭延引により	実隆公記・後法成寺関白記・二水記・経尋記
	大永四年六月一四日		実隆公記
●	大永五年六月七日	延引、山王祭延引により	実隆公記・二水記
●	閏一一月一七・二四日	追行	二水記
●	大永六年六月二二・二九日	延引、追行、山王祭廿日これあり	二水記
	大永七年六月七・一四日		実隆公記・言継卿記・二水記・御湯殿上日記
●	大永八年六月七・一四日	延引	二水記
●	八月七・一四日	追行	二水記・実隆公記・後法成寺関白記
●	享禄二年八月七・一四日	延引、追行	実隆公記・御湯殿上日記
	享禄三年六月七・一四日		二水記・後法成寺関白記・御湯殿上日記
●	享禄四年六月七日	延引、播（摂カ）州合戦廃軍により	実隆公記・宣秀卿記
●	六月一四・二一日	追行	二水記・実隆公記・御湯殿上日記
●	享禄五年六月七日	延引、日吉祭礼なきにより	言継卿記・御湯殿上日記
●	天文元年一二月七・一四日	追行	二水記・実隆公記
●	天文二年六月七日	延引、日吉祭礼相延（山訴）につき	実隆公記・祇園執行日記
●	八月か	追行か	祇園社記
	天文三年六月七・一四日		御湯殿上日記
●	天文四年一一月二二・二八日	延引、追行	後奈良院宸記・御湯殿上日記
	天文五年六月一四日		御湯殿上日記
	天文六年六月一四日		御湯殿上日記
●	天文七年一二月二一日	延引、追行	御湯殿上日記・親俊日記
	天文八年六月七・一四日		大館常興日記・親俊日記・御湯殿上日記
	天文九年六月七日		鹿苑日録
	天文一〇年六月七・一四日		御湯殿上日記・鹿苑日録
●	天文一一年一〇月一四・二一日	延引、追行	親俊日記

	天文一二年六月一四日	多聞院日記
	天文一三年六月七日	言継卿記
	天文一四年六月一四日	言継卿記・厳助往年記・御湯殿上日記
	天文一七年六月七・一四日	言継卿記・長享年後畿内兵乱記
●	天文一八年一二月日	延引、追行 厳助往年記
	天文一九年六月一四日	言継卿記
	天文二一年六月七・一四日	言継卿記
●	天文二二年八月一四日	延引、追行、いまだ日吉祭行われざるがゆえ 言継卿記・続史愚抄
●	天文二三年九月二一日	御湯殿上日記
	天文二四年六月一四日	御湯殿上日記
	弘治二年六月一四日	御湯殿上日記
●	弘治三年一二月一七日	延引、追行 御湯殿上日記
●	永禄元年一一月二一日	延引、追行 御湯殿上日記
	永禄二年六月七日	御湯殿上日記・言継卿記
●	永禄三年一二月一七日	延引、追行 御湯殿上日記
	永禄四年六月一四日	御湯殿上日記
	永禄六年六月七・一四日	御湯殿上日記・言継卿記
●	永禄八年八月七日	延引、追行 御湯殿上日記・言継卿記
●	永禄九年六月一四・二一日	延引、追行 言継卿記
●	永禄一〇年一二月一七日	延引、追行 言継卿記
	永禄一一年六月七・一四日	御湯殿上日記・言継卿記
	永禄一二年六月七日	御湯殿上日記・言継卿記
	元亀元年六月七日	御湯殿上日記・言継卿記
●	元亀二年一二月七日	延引、山王祭これなしといえども、日吉社・山上等なきの間、上意をもってこれを行う 言継卿記
	元亀三年六月七日	兼見卿記
	元亀四年六月七日	御湯殿上日記

天正三年六月七日		兼見卿記・御湯殿上日記
天正四年六月七・一四日		言継卿記・言経卿記・御湯殿上日記
天正六年六月七・一四日	織田信長見物	兼見卿記・信長公記
天正七年六月七日		兼見卿記・言経卿記・御湯殿上日記
天正八年六月七日		兼見卿記
天正九年六月七日		兼見卿記
● 天正一〇年九月一四・二一日	延引、追行、六月物忩（本能寺の変か）にてこれなし	言経卿記・兼見卿記・多聞院日記
天正一一年六月七日		兼見卿記
天正一二年六月七・一四日		兼見卿記
天正一四年六月七・一四日		兼見卿記・御湯殿上日記
天正一五年六月七・一四日		御湯殿上日記・時慶卿記
天正一六年六月七・一四日		言経卿記・御湯殿上日記
天正一七年六月七・一四日		御湯殿上日記
天正一八年六月七・一四日		晴豊記・兼見卿記・御湯殿上日記
天正一九年六月七日		兼見卿記・時慶卿記
天正二〇年六月七日		言経卿記
文禄四年六月一四日		言経卿記・御湯殿上日記
文禄五年六月七・一四日	豊臣秀頼見物	義演准后日記・言経卿記・舜旧記
慶長二年六月七・一四日		舜旧記・言経卿記
慶長三年六月七・一四日		舜旧記・言経卿記・義演准后日記
慶長四年六月七・一四日		御湯殿上日記・義演准后日記
慶長五年六月七・一四日		義演准后日記・舜旧記
慶長六年六月七・一四日		義演准后日記・御湯殿上日記・舜旧記
慶長七年六月七・一四日		義演准后日記・言経卿記・舜旧記・時慶卿記

（注）・年月日は古記録で確認できた範囲のみを記した。
・●は、延引などで式日が変更されたり、山鉾だけが渡るなど混乱をきたした年。

にとらえられるようなものではなく、むしろ山鉾をめぐっての幕府と住人の動向の一致点上に表出したものと評価されるべきと考えられる。しかしながら、このことは逆に、馬上役を担う馬上一衆・合力神人制の形骸化を加速させる結果ともなった。山門大衆が不満や焦燥をみせたのも、実にこの点にかかっていたのであるが、ところが、幕府は、山門大衆との決裂も避けようとしたためであろう、馬上役の枠組みそのものを放棄することもしなかったのである。[16] そして、それが、事態をさらに複雑にしてゆくこととなった。

【表二】は、古記録を中心に管見の限りで確認し得た戦国期祇園会に関する逐年の一覧であるが、この表を見てもわかるように、永正期以降が延引や式日の変更など、戦国期祇園会にとっていかに混乱した時代であったかが知られる。しかも、その事由のほとんどが「山王祭」「日吉祭」の延引など、つまりは山門大衆の意向によってもたらされた結果であったことも読み取れる。先にも触れたように小五月会は退転を続けていたが、山門大衆は、再興困難とみられた小五月会のいわば代用として「山王祭」「日吉祭」を盾にみずからの意向を幕府や祇園社に対して主張し続けたものと考えられる。ちなみに、日吉祭礼の遅延によって月迫に及んだため山鉾が調わなかった永正八年の分は、結局、「去年分」として翌永正九年（一五一二）五月二三日に「山鉾渡之」[17]されており、したがって永正九年は、一年に二度も祇園会があったということになったが、さらに天文元年（一五三二）に至っては、一二月に執行されたため、「神幸時分雪降」[18]ありさまに至っていたことも知られるのである。実は戦国期祇園会の歴史において画期とされてきた天文期とは、このような状況下にあったことをなにより念頭に置かねばならないのである。

① 永正六年閏八月付左方諸色掌中申状案（『八瀬童子会文書』二九一号）。
② 文亀元年六月六日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社記』続録第一（『八坂神社記録』四））。
③ 瀬田氏前掲論文。
④ 文安四年五月付祇園執行顕宥料足請取状案（『祇園社記』第一二）、『文安三年社中方記』（同上第一三）。
⑤ 永正八年一二月二四日付室町幕府奉行人連署奉書（『八坂神社文書』二九三号）。
⑥ （永正九年）正月一六日付宮仕数孝等申状案（同右二八〇号）。
⑦ （年未詳）六月一四日付松田頼亮書状案（『祇園社記』第一六）。
⑧ 永正四年六月六日付室町幕府奉行人連署奉書案（同右）。
⑨ （明応九年）六月一四日付松田頼亮書状案（『祇園社記』雑纂第一（『八坂神社記録』四））。
⑩ 仁木宏「戦国・織田政権期京都における権力と町共同体——法の遵行と自律性をめぐって——」（『日本史研究』三一二号、一九八八年）、同「中近世移行期の権力と都市民衆——京都における都市社会の構造

変容――」（『日本史研究』三三一号、一九九〇年）、同『空間・公・共同体――中世都市から近世都市へ――』（青木書店、一九九七年）。

⑪『斎藤基恒日記』（増補続史料大成）文安元年閏六月条。

⑬『斎藤親基日記』（増補続史料大成）寛正六年一二月七日条。

⑭馬田綾子「洛中の土地支配と地口銭」（『史林』第六〇巻四号、一九七七年）、同「中世都市と諸闘争」（『一揆 3 一揆の構造』東京大学出版会、一九八一年）、同「「町衆」論の検討――概念の拡散をめぐって――」（『新しい歴史学のために』一七四号、一九八四年）。

⑮永正五年三月二三日付室町幕府奉行人連署奉書（『八坂神社文書』二七四号）。

⑯永正九年五月二九日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社記』第一六）。

⑰『実隆公記』永正九年五月二三日条。

⑱同右天文元年一二月一四日条。

四　画期としての天文期

天文元年（一五三二）に起立した、いわゆる法華一揆の主力が、細川晴元の軍勢とともに証如の立て籠もる大坂本願寺を攻撃すべく遠征を続けていた天文二年（一五三三）五月、近江に避難を余儀なくされていた幕府は、祇園執行に対して奉行人連署奉書①を余儀なくされていた幕府は、祇園執行に対して奉行人連署奉書①でもって「祇園会事、雖無日吉祭礼、任明応九年并永正三年御成敗之旨、来六月式日可被執行」との命令を下した。ところが、このことを聞きつけた山門大衆が、式日の前日、六月六日に「山門三塔ノ執行代」として「神事シ候ハヽ、此方ヲ明日発向シ候ハン由」の書状を祇園執行のもとへ送付したため②、結局、幕府は、「明日祇園会事、先可被延引之由、為山門申入之段、佐々木弾正（六角定頼）少弼被申上之旨候間、如斯被仰出候」という内容の飯尾堯連書状③を発し、山門大衆の意向とともに近江守護六角定頼に配慮する形でやむなく延引の命令を下すこととなったのである。祇園執行自身は、山門大衆による発向を避けることができたためであろう、その日記に「先本望ノ儀」と安堵の思いを記しているが、そこへやってきたのが、「神事無之共、山ホコ渡シ度ノ事ヂャケニ候」（月行事）という「下京ノ六十六町ノクワチキヤチ共、フレ（触）口、雑色ナト」による申し出であった④。林屋辰三郎氏によって祇園会の歴史を画するものとして高い評価を与えられたこの申し出が、法華一揆や細川晴元、さらには幕府・山門大衆・六角定頼など、きわめて複雑にからみあった政治情勢に翻弄されるなかで語られていることに改めて注意する必要がある。実際、同月二〇日前後に晴元側と本願寺と間に和睦が成立するや、幕府はにわかに祇園会の追行を決定し、山鉾を調えることを命じてきているからである。

祇園会七日山鉾事、重可調之儀迷惑之通、下京町人等言上之時、可相談社家之段被仰出訖、而無山鉾者、不可然之条、可相調之旨被仰付彼地下人之条令存知、可被遂神事無為節之由、

被仰出候也、仍執達如件、

天文二

八月九日

(飯尾)
堯連判
(松田)
盛秀判

当社執行御房⑤

右にみえるように、今回の幕府の命に対しては、「下京町人等」は「山鉾事、重可調之儀迷惑」と言上しているが、この「下京町人等」が先の「下京ノ六十六町ノクワチキヤチ共、フレ口、雑色ナト」と重なるものであることは間違いないであろう。「クワチキヤチ」が月行事の初見とされていることはよく知られた事実であり、したがって、この段階において社会集団・共同体としての個別町の成立と、それが山鉾と明確に接点をもっていたことを認めることができる。もっとも、幕府は、彼らを「彼地下人」とも、また別のところでは「下京地下人中⑥」とも呼んでおり、これが永正八年の状況を踏まえた文言の使用法であることにも注意すべきものと思われるが、同時に「祇園会敷地」が「下京」という惣町名に変化しているところに山鉾を調える集団がより強く地縁的結合に傾いていった様を読み取ることができよう。繰り返すように、従来の研究においては、以上のような経過をほとんどみることなしに、戦国期祇園会が権力に抵抗する「町々の行事」、「町衆」の祭であるというような評価が下されてきた。しかしながら、ここまでみてきたように、その焦眉は、むしろ山門大衆との関係であり、「下京ノ六十六町ノクワチキヤチ共、フレ口、雑色ナト」による「神事無之共、山ホコ渡シ度ノ事ヂャケニ候」という言葉は、その山門大衆の意向に抗して山鉾をみずからの祭礼と明確に意識するとともに、それと密接な関係をもつ町という枠組みをみずからの地縁的結合の拠点としてより強く引きつけていたということを表明しているという点において高く評価されなければならないのである。

結局、法華一揆の方は、天文五年（一五三六）、山門大衆・六角勢との全面対決である、いわゆる天文法華の乱によって壊滅という結果に至るが、それは同時に「下京大略焼了⑦」「下京一宇を不残、皆被放火⑧」などと諸記録が記すように下京の焼亡という空間的なリセットも招来することになった。ところが、これを機に、祇園会に関わる新たな動きが史料の上で認められるようになる。それが、川嶋將生氏⑨によって紹介された、次の「披露事記録⑩」に所収される天文八年（一五三九）の事例（前者）と「賦政所方⑪」に所収される天文一八年（一五四九）の事例（後者）である。

一、布下披露　二条室町本覚寺前、人并四条東洞院町人申、就祇園会寄町事、去年令言上之、落居処、松田豊前守(頼康)去今合

力銭催促之段、迷惑趣申之、彼一町、吉村彦左衛門尉為右京兆恩補恣令進退之条、諸人不相構私宅云々、因茲家数少之間、町人歎申候上者、以去年被仰懸之旨、開闔両人、為御使罷向京兆、可被退吉村一町違乱之段、可申届之至、（衍カ）至両町催促者不可然之由、可被申通、各如此、

一、四条綾少路町人等申状　天文十八　四　八

右子細者、当町東はし南頰正西与申者在之、彼者死去仕、跡をむすめ相拘申、彼家之余地お烏丸町竹山次郎三郎与申者ニ沽却仕候、言語道断曲事候、其子細者、家之敷地計者商買ニ不成申候、以余地商買仕候、惣別下京者あき地ニも祇園会致出銭候処、他町へ地を進退仕候時者、家計之商買不成申候によつて、祇園会相支令言上、以御雑色前々も被相触停止之段候、殊更此家之余地ヲ可売之由、前々沙汰候つる間、使者ヲ立、曲事旨申候之処、左様之儀曽以無之由返事仕なから、如此之所行前代未聞候、所詮、限一町余地へ地を不可商買之旨、被成下御下知者、可忝畏存候、恣裏以下之地ヲ余所へ進退仕者、其町之祇園会山之儀者退転之条、申上候也、仍言上如件、

天文十八年四月　日

ともに町人が幕府法廷へ提出した申状から知られる事例で、断片的なものであるために、判然としない部分も少なくないが、まず前者からは、「二条室町」と「四条東洞院町」に関連がある「祇薗会寄町」に「吉村彦左衛門尉」なる者が違乱を働き、そのために「諸人不相構私宅」、「家数少」くなっていた様子が語られている。違乱の内容がどのようなものであったのかについては、これだけでは不明であるが、「祇薗会寄町」の存在を確認できる点が注目される。もっとも、ここにみえる「祇薗会寄町」がどのように附属しているのか、また近世の寄町とどのような関係にあるのかについても残念ながら史料上不明とせざるを得ない。また、後者は、「四条綾少路町」に居住する「正西」（正清）なる者が「彼家之余地」を「烏丸町」の「竹山次郎三郎」へ売却したことに対して、当町人等が「惣別下京者あき地ニも祇園会致出銭」すため、「以御雑色前々被相触停止」されており、「恣裏以下之地ヲ余所へ進退仕者、其町之祇園会山之儀者退転」するとして売買の無効を求めたものである。山鉾を調える単位が個別町であることを町人みずからが明言していることに加え、そのために土地を基準とした「出銭」の存在が認められる。

両事例において共通して注目されるのは、いうまでもなく祇園会に個別町や町人が明確に関わっていることが読み取れる点で

ある。とりわけ、後者においてみえる山鉾を調えるのに個別町が銭を負担し、その基準が個別町の土地に置かれていたという事実などは前代と一線を画するものと評価できるが、それではその「出銭」とは具体的にどのようなものであったのであろうか。残念ながらこの点について直接的な回答を与えてくれる史料は今のところ見当たらないが、ただそのなかでも注目されるのが、『蜷川家文書』[12]に残される、小舎人・雑色衆の名前と家間数が事細かに書き上げられた注文[13]の存在である。年月日未詳のものではあるが、そこに連なる地名のすべてが下京であるとともに「四条長刀ほこ町」「かさほこの丁」という山鉾名を冠した町名の初見がみられるなど、本注文が「出銭」の対象から雑色・小舎人を免除するために作成された可能性が考えられるからである。しかも、近世、山鉾町及びそれを補助する寄町で徴収された財が「地ノ口米」と呼ばれ、それが山鉾経営および四座雑色の扶持となったという事実[14]を考慮するならば、「出銭」とは実態として地口銭と同じものであったのではないだろうか。林屋辰三郎氏はその論考の中で永禄九年（一五六六）の年紀をもつ四条坊門の祇園会地口銭に関わる史料[15]を紹介されているが、この史料の存在などが以上の理解を補強するものといえよう。小五月会・祇園会とともに院政期に馬上役制が取り入れられた稲荷祭の祭礼役について考察を加えられた馬田綾子氏[16]によれば、稲荷祭では、鎌倉末期、神人の減少により馬上役を廃し、かわって「町別」に祭礼地口銭が徴収されることになったとされているが、祇園会の場合はこの時期になってようやく類似したシステムが史料の上に表出するようになったといえるのかもしれない。

もっとも、その際、大きな違いとして注意しなければならないのは、祇園会の場合の町が個別町として成熟を深めると同時に山鉾を支える主体としてより自律的な運動をはじめていたという点である。実際、天文一四年（一五四五）には、「三条町山警固衆」が喧嘩を起こし、それに巻き込まれて小舎人・雑色が討ち死にしたために、開闔松田頼康が三〇〇人を率いて発向、当町を焼き払うという事件などが起こっているからである。[17]祭礼の熱気によって町の共同性もともに高ぶっている様子が読み取れるが、それは同時に町という枠組みをみずからの地縁的結合に引きつけた町人の姿を窺い知ることができよう。なお、「出銭」の徴収方法についてであるが、先に掲げた史料に「以御雑色前々も被相触停止」という文言がみられることやまた「地ノ口米」のあり方から幕府が行っていた可能性が考えられるものの、残念ながらそれを確定できる材料にめぐまれない。

いずれにしても、本稿では、以上の事実を踏まえて、改めて天

文期に戦国期祇園会における画期を読み取るものであるが、しかしながら、これによって山門大衆との関係も解消できたのかというと、事実は必ずしもそう簡単にはゆかない。たとえば、【表二】をみればわかるように、この時期以降においてもなお祇園会の式日は迷走を続けているからである。結局のところ、式日が安定をみせるようになるのは、元亀二年（一五七一）九月、織田信長によって山門が焼き討ちされて以降ということになる。『言継卿記』元亀二年一二月七日条によれば、「山王祭雖無之、日吉社・山上等無之間、以上意行之」とみえ、山門や日吉社が一時的にもせよ物理的に消滅することによって、ようやく式日は安定をみせるようになるからである。

① 天文二年五月二二日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社記』第一六）。
② 『祇園執行日記』天文二年六月六日条。
③ 天文二年六月六日付飯尾堯連書状案（『祇園社記』第一六）。
④ 『祇園執行日記』天文二年六月七日条。
⑤ 天文二年八月九日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社記』第一六）。
⑥ 天文二年八月九日付室町幕府奉行人連署奉書案（『八坂神社文書』三〇一号）。
⑦ 『後法成寺関白記』天文五年七月二七日条。
⑧ 『座中天文記』（藝能史研究会編『日本庶民文化史料集成　第二巻　田楽・猿楽』三一書房、一九七四年）。
⑨ 川嶋氏前掲論文。
⑩ 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻（近藤出版社、一九八〇年）。
⑪ 同右、下巻（近藤出版社、一九八六年）。
⑫ 大日本古文書。
⑬ （年未詳）小舎人雑色家間数注文（『蜷川家文書之二』四〇七号）。
⑭ 『雑色要録』（『日本庶民生活史料集成　第二五巻　部落（二）』三一書房、一九八〇年）。
⑮ 林屋氏前掲「郷村制成立期に於ける町衆文化」。
⑯ 馬田綾子「稲荷祭礼役をめぐって」（『梅花女子大学開学十五周年記念論集』一九八〇年）。
⑰ 『言継卿記』（続群書類従完成会刊本）天文一四年六月一四日～一七日条、『厳助往年記』（『改定史籍集覧』第二五冊）天文一四年六月一四日～一七日条。

おわりに

山門焼き討ち後、つまり中世から近世への移行期において式日の安定した祇園会がどのような展開をみせたのか、実は、この点については、現在知られている『八坂神社文書』においては史料が不足しており、いまひとつ明らかではない。また、天正一九年（一五九一）以降、四座雑色が置かれる慶長六年（一六〇一）の間に近世の寄町が制度化されたといわれているが、ここでも注意

しなければならないのは、山鉾を支える主体を統一権力が個別町や寄町と認知している一方で、富井康夫氏[1]が指摘されるように寄町組織と個別町の集合体である町組とは重なる部分に乏しいということ、つまりはその編成原理が基本的には異質なものであるという点である。実は、これと類似した点としては、近世中期に至るまで山鉾町において町財政である町入用と山鉾経営とが接点をもたなかった[2]ということもあげられるが、さらに同じような点は、戦国期祇園会の雰囲気を伝える史料として頻繁に取り上げられる狂言「闘罪人[3]」からも窺うことができるのである。

よく知られているように、この「闘罪人」は、「祇園の会の頭」に当たった主人とその従者を中心とした物語であるが、「山の御相談」のために繰り広げられる「寄合」の様を通して町の祭礼としての祇園会の特色が繰り返し語られてきた。しかしながら、冷静に考えると、「祇園の会の頭」がどのような方法によって当てられたのか、また「寄合」に参加できる人々の実態がどのようなものであったのかなど、基本的な事実すら明確でないのである。史料が不足しているので明言はできないが、おそらくこの「祇園の会の頭」とは、個別町の月行事や年寄などとは別個の論理で決定されたものとみる方が自然であろうし、また、先にみた「出銭」が「寄合」への参加資格には単純に繋がるものではないと考えられるからである。このようにしてみると、あたかも一体化したかのようにみえた山鉾と個別町との間にもなお微妙なズレが存在していたことが知られる。しかし、これらのことは、逆に山鉾と町のあり方を、今までのように室町期から一体のものとして見てきた姿勢に修正を迫るものといえ、むしろこのような多義性にこそ、山鉾と町が辿ってきた複雑な軌跡を読み取るべきと考える。

以上、本稿では、従来の研究においてほとんどなされてこなかった最も基礎的な事実の検討を中心に、その範囲のなかで先行研究の問題点については、史料の制約もあって、指摘のレベルにとどまざるを得なかったが、全体として、戦国期祇園会の実態を解明するためには、これまでのように町や町人との関連性だけに注視するのではなく、合わせて幕府や山門大衆との関係性も視野に入れ、その歴史的展開のなかで考察をすすめてゆく必要があるという点だけは言及できたものと考える。この点をより実証的に論証してゆくことは、史料の制約などさらなる困難が予想されるが、いずれにしてもひとつづつ確実に検証を重ねてゆくことが肝要となろう。後考を期したいと思う。

① 富井康夫「祇園祭の経済基盤」（同志社大学人文科学研究所編『京都社会史研究』法律文化社、一九七一年）、秋山國三・富井康夫「祭

りを支えた人々」（前掲『祇園祭』筑摩書房）。

② 註① 参照。

③ 笹野堅校訂『大蔵虎寛本　能狂言』中（岩波文庫、一九四三年）。

（附記） 史料閲覧に際してご配慮頂いた関係諸機関に記して感謝致します。また、本稿のもととなる報告を前近代都市論研究会をはじめとした諸研究会で行い貴重なご意見を賜ったこと、さらに筆者もその作業に参画させて頂いた、新出の八坂神社文書を収める『新修　八坂神社文書』（臨川書店）が刊行されることも付しておきたいと思います。

（京都造形芸術大学芸術学部講師　　）

is increasingly making it clear that medieval legal documents recording such donations had not only legal effect but also a sacral element and that there was a certain similarity and continuity between the legal documents and medieval chronicles.

This study demonstrates, from such a point of view, that the historical writings of Affligem also had the function of preserving liturgical memory of the dead who had participated in the early history of the monastery. We may find here one of the reasons why *fundatio(nes)*, that is, foundation chronicles, were written in Affligem and other medieval monasteries.

A Study of the Gion-e 祇園会 during the Sengoku Period

by
KAWAUCHI Masayoshi

The Gion-e, usually known as the Gion-matsuri, of the Sengoku Period 戦国時代 in Kyoto tends to be thought of as a festival against authority. This paper argues how the characteristic of the Gion-e changed in relation to the Muromachi Shogunate 室町幕府 and the Sanmon Enryakuji 山門延暦寺 and especially focuses on *yamahoko* 山鉾. *Yamahoko* are floats (*dashi* 山車) that were and still are pulled or shouldered during Gion-matsuri. In this paper the following points are clarified.

The groups of inhabitants who bore the *yamahoko* gradually transformed the essence of the *chô* 町, a local community, within the context of the changes in the relationships with the Shogunate and Sanmon daisyu 山門大衆, i.e., the mass of priests from Enryakuji, after Ounin and Bunmei Wars 応仁・文明の乱. What accelerated the change was not the existence of authority, but was rather the relation with Sanmon daisyu, although the Sanmon daisyu sometimes delayed the start of the Gion-e. In addition, the Tenbun Hokke War 天文法華の乱, a total confrontation between Sanmon daisyu and armed adherents of Hokke Sect 法華宗, and the relationship with the Shogunate gave birth to an alternative system supporting the *yamahoko*.